

学校法人尽誠学園香川短期大学と
学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学との大学間連携協定書

学校法人尽誠学園香川短期大学（以下「甲」という。）と学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）とは、相互の教育研究及び社会貢献活動を通じ、教育研究の一層の発展、教育内容の充実、人材の育成及び地域社会への貢献等に関する大学間の交流を推進するため、連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、教育研究及び社会貢献活動の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、教育研究活動の充実、学生教育の質的向上、人材の育成、活力ある地域社会の形成、教職員の資質向上及び大学間の交流等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について相互に協力し、連携するものとする。

- (1) 教育研究の連携に関する事。
- (2) 学生間の研修・交流に関する事。
- (3) 教職員の研修（FD・SD等）・交流に関する事。
- (4) 単位互換及び遠隔講義等に関する事。
- (5) 大学間の交流、学術交流及び共同の教育研究活動の推進に関する事。
- (6) 地域社会への貢献の推進に関する事。
- (7) その他大学間の交流等の連携に関する事。

（実施方法）

第3条 前条に定める連携事項の具体的な実施については、定期的に甲及び乙で協議の上、実施するものとする。

（大学間連携連絡会議の設置）

第4条 第2条に定める連携事項を円滑に推進するため、甲及び乙で協議の上、「大学間連携連絡会議」（以下「連携連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連携連絡会議の詳細については、甲及び乙で協議の上、別に定める。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議により、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

2015（平成27）年 6月 5日

甲 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁10番地 乙 北海道河東郡音更町希望が丘3番地3

学校法人尽誠学園
香川短期大学

学長 石川 清



学校法人帯広大谷学園
帯広大谷短期大学

学長 田中 厚一

